

# 初めての口頭審理

～初めてでも慌てないための実務的な留意点～

特許庁審判部審判課 審・判決調査員<sup>(1)</sup> 久保田 祐佳  
会員，特許庁審判部審判課 審・判決調査員<sup>(1)</sup> 西田 聡子

## 要 約

当事者系審判手続のうち，口頭審理は，一般的に馴染みが薄い。本稿では，口頭審理について，近年の実施状況や，法改正，基本的な事項を紹介した上で，期日当日の流れ，実務的な留意点について述べる。

## 目次

1. はじめに
  2. 口頭審理に関する基本事項
    2. 1 口頭審理に関する規律
    2. 2 口頭審理の利点
    2. 3 年間での件数やスケジュールの目安
    2. 4 審判廷の様子や法改正への対応
  3. 口頭審理の流れ
    3. 1 期日の指定と審理事項通知書，陳述要領書
    3. 2 当日のよくある流れ
    3. 3 証拠に関する留意点
      - (1) 原本の持参
      - (2) 証拠説明書の書き方
      - (3) 文書の成立の真正への認否
      - (4) 提出する証拠に営業秘密が含まれる場合
  4. まとめ
- 関連資料一覧
- .....

## 2. 口頭審理に関する基本事項

### 2. 1 口頭審理に関する規律

審判の審理の方式は，書面審理のほか，口頭審理によることができ，特に無効審判では，口頭審理が原則とされている（特許法 145 条 1 項，実用新案法 41 条，意匠法 52 条，商標法 56 条）。そして，その口頭審理に関する規律として，随所で民事訴訟法が準用されているほか（特許法 24 条，145 条 4 項，147 条 3 項，151 条等），民事訴訟法や民事訴訟規則と同趣旨の規定が置かれている。

他方で，民事訴訟法における口頭弁論と，特許法等に基づく口頭審理には，差異もある。例えば，事実と証拠の提出については，前者は弁論主義に基づく自白法則の適用がある（民訴法 179 条）。それに対し，後者は主として職権主義により運営され，自白の自己拘束力は生じず（特許法 151 条後段），擬制自白に相当する仕組みもない<sup>(2)</sup>。

### 2. 2 口頭審理の利点

口頭審理は，審判廷において，合議体と当事者が口頭で一定のやりとりを行うため，書面では十分に言い尽くせない主張をより適切に審理の中へ引き出すことができるほか，争点に関するより正確な認識の共有を可能にする。

したがって，高度に専門的で技術的理解が困難な事案や，主張や証拠が多数に及び整理が困難な事案等により効果を発揮する。

## 1. はじめに

本稿は，出願手続に比し，一般に馴染みの薄い当事者系審判手続のうち，口頭審理について，初めて取り組むことになった弁理士や弁護士が手続のイメージを持てるよう，審理の流れや留意点をまとめたものである。以下，学術的な論点の紹介は最小限にとどめ，審理の流れや実務上の留意点等を紹介してゆく。なお，筆者らは，特許庁審判部審判課において，審・判決調査員として勤務しているが，本稿はあくまで筆者らが個人的に執筆したものである。したがって，所属する組織である特許庁審判部の見解と異なる部分がある場合には，筆者らの個人的見解であることを付言しておく。

## 2. 3 年間での件数やスケジュールの目安

2019年の口頭審理の件数は、特許・実用新案では118件、意匠では9件、商標では8件であった（特許行政年次報告書2020年版<sup>(3)</sup>144頁）。

2020年は、37件の口頭審理が実施された。4月以降は、新型コロナウイルス感染症の影響で口頭審理の開催が困難であったため、オンライン口頭審尋（特許法134条4項）が活用された（特許庁ステータスレポート2021<sup>(4)</sup>78頁）。

口頭審理を含めた手続に要する時間的な見通しは、分野や事案の複雑性によりさまざまであるが、一般には、口頭審理の期日調整の開始から口頭審理当日までの平均期間は2ヶ月程度である<sup>(5)</sup>。時間的な見通しを立てる材料として、J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）にて、似た事件類型の経過を見ておくと、一定の予測を立てやすい。

## 2. 4 審判廷の様子や法改正への対応

口頭審理は、特許庁本庁舎16階の審判廷、または経済産業省別館1階の第1・第2審判廷、（図1参照）で行われる。本庁舎への入館時には一定の手続が必要のため、余裕を持って来館したい。なお、別館審判廷の場合は、別館正面玄関（日比谷公園側）からの入館がスムーズである。庁舎内には、当事者専用の待合室（個室）はないが、審判廷入口付近にはベンチがあるほか、別館1階には待合スペースがあるため、そこで最終的な確認をしたり、打合せをしたりする当事者も見受けられる。



図1 経済産業省別館1階の第1審判廷<sup>(6)</sup>

また、審判廷には、複雑な技術について、当事者による主張立証手段を多様化すべく、IT機器・設備が整えられている<sup>(7)</sup>。

さらに、法改正により、当事者や参加人がウェブ会

議システムにより、審判廷に出頭することなくオンラインで口頭審理期日における手続に関与できるようになった<sup>(8)(9)</sup>（特許法145条6, 7項）。このオンラインによる口頭審理は、ウェブ会議システム（Microsoft Teams（登録商標）又はCisco Webex（登録商標）Meetings等）を用いて実施する<sup>(10)</sup>。そのため、オンラインで出頭する場合には、当事者等側で上記ウェブ会議システムに対応可能な通信設備が必要となる。2021年10月12日には、この法改正に基づき、オンラインで出頭した当事者を含む形で初の口頭審理が実施された。

このように、ユーザーの利便性向上につながる、デジタル化等の社会構造の変化に対する対応が審判廷においても進められている。



図2 オンライン口頭審理のニュースリリース<sup>(11)</sup>



図3 口頭審理にオンラインで出頭した場合の審判廷のイメージ<sup>(12)</sup>

## 3. 口頭審理の流れ

### 3. 1 期日の指定と審理事項通知書、陳述要領書

審理請求書や答弁書等により当事者の主張の争点がある程度定まると、口頭審理に向けた期日の調整が行われる。また、期日に先立ち、特許庁より当事者に対し、審理事項通知書が送付される。

この審理事項通知書<sup>(13)</sup>は、口頭審理において主張立証すべき事項を明確にし、当事者間の争点を整理することにより、口頭審理を円滑に行うために送付され



図4 口頭審理期日（令和3年9月29日時点の情報）

るものである。よく記載される事項としては、当日の進行や、当事者の主張に関する照会、審判合議体の暫定的見解などが挙げられる。この審理事項通知書を踏まえ、当事者は、指定された日時までに、口頭審理陳述要領書<sup>(14)</sup>を提出することになる。

審理事項通知書は、事件によってはJ-PlatPatにおいて公開されているため、いくつか見ておくとイメージを持ちやすい。なお、口頭審理が開かれる事件の口頭審理期日は、特許庁のホームページで公開されている（図4参照）。

また、特許庁公式Twitter（登録商標）でも定期的案内されている。

上記「口頭審理・証拠調べ事件一覧表」に記載の事



図5 口頭審理期日をお知らせする特許庁公式 Twitter

件の経過情報は、J-PlatPatで確認できる。例えば、最近の事例の中から、試しに特許無効2018-800149号事件について調べるべく、争われている特許第4294925号について経過情報を検索すると、図6のようなページにたどり着くことができる。その中から、「審理事項通知書」をクリックすることで、口頭審理に先立っ

審判記録 全部無効（新々無効） 2018-800149		閉じる
審判請求書（その他の請求書・申立書を含む）		2018/12/18
審判番号通知	請求人（請求人代理人）	2019/01/04
予告登録通知	請求人（請求人代理人） 予告登録日(2019/01/11)	2019/01/09
審判官指定（変更）通知	請求人（請求人代理人）	2019/01/16
代理人受任届（被請求人・権利者）		2019/02/01
請求書副本の送達通知（答弁指令）	対応受付番号(01820007172) 被請求人（被請求人代理人）	2019/02/13
審判番号通知	被請求人（被請求人代理人）	2019/02/13
審判官指定（変更）通知	被請求人（被請求人代理人）	2019/02/13
郵便送達報告書	対応発送番号(07119009891) 被請求人（被請求人代理人）	2019/02/19
答弁書（審判事件答弁書・異議答弁書）		2019/05/14
訂正請求書		2019/05/14
審判官指定（変更）通知	被請求人（被請求人代理人）	2019/06/10
審判官指定（変更）通知	請求人（請求人代理人）	2019/06/10
開庭照会		2019/06/12
開庭貸出		2019/06/14
開庭返却		2019/06/18
答弁書副本の送付通知	対応受付番号(01920002565) 請求人（請求人代理人）	2019/06/19
訂正請求書副本の送付通知	対応受付番号(01920002565) 請求人（請求人代理人）	2019/06/19
審理事項通知書	請求人（請求人代理人）	2019/06/28
審理事項通知書	被請求人（被請求人代理人）	2019/06/28
口頭審理陳述要領書		2019/08/05
口頭審理陳述要領書副本の送付通知	対応受付番号(01920004184) 被請求人（被請求人代理人）	2019/08/07
口頭審理陳述要領書		2019/08/16
口頭審理陳述要領書副本の送付通知	対応受付番号(01920004440) 請求人（請求人代理人）	2019/08/20
調書		2019/09/03
上申書（被請求人・権利者）		2019/09/27
審判官指定（変更）通知	請求人（請求人代理人）	2019/10/31

図6 特許第4294925号の経過情報（審判記録）

て送付される審理事項通知書の内容を確認することができる。

### 3. 2 当日のよくある流れ

口頭審理の当日は、①事件の呼上げ、②出頭者の確認、③審理、④各種告知、⑤調書記載事項の確認、⑥終了の宣言、の順に行われるのが一般的である。審理時間は、尋問や検証といった証拠調べ手続がなければ、1-2時間程度であることが多い。

このうち、②出頭者の確認では、審判長から名前や立場についての自己紹介を促される。侵害訴訟などが審理される民事裁判手続では、口頭弁論にて自己紹介を促されることは稀であるため、最初は面くらうかもしれないが、「弁理士の●●です。」等、立場と名前を述べれば十分である。

③審理では、冒頭において、それまでの手続の流れや提出書類の確認、提出されている書証<sup>(15)</sup>の成立の認否の確認等がなされる。また、争点整理のために審判合議体より審尋がなされることも往々にしてある。審理事項通知書で示された審判合議体の問題意識や、それに対して自分や反対当事者が提出した陳述要領書の内容を整理し、審尋に対応できるよう、準備しておくことが望まれる。口頭審理の場で即座に回答することが難しい場合には、後日、回答内容を記した上申書を提出する形で対応するケースもある。審理において、プロジェクター、スクリーン等の機器を用いて技術説明を行いたい場合には、円滑な進行のためにも、事前に審判書記官に相談しておくことが肝要である。

⑤調書（特許法 147 条 1 項）に記載する内容のポイントを確認する際は、それに先立ち、20分前後の休廷を挟むことが多い。

これらの流れは、特許の無効審判事件を例とした、模擬審判廷における口頭審理の実演動画<sup>(16)</sup>を視聴することで、初めての場合でも慌てずに済むよう、イメージをつかむことができる。また、口頭審理実務ガイド 34 頁以下では、口頭審理における進め方の事例集が掲載されており、シナリオを通して、口頭審理当日の具体的なやりとりのイメージをつかむことができる。

### 3. 3 証拠に関する留意点

#### (1) 原本の持参

事案によっては、審判請求書や答弁書といった主張書面のみならず、その主張を裏付ける証拠を審理に勘

案して欲しい場合もあるだろう。

例えば、技術常識を立証するために本や雑誌に掲載された記事を証拠として提出したり、新規性を喪失していることを立証するため、論文や製品カタログを証拠として提出したりすることがある。商標の不使用取消審判事件であれば、使用の事実の立証のため、取引書類や広告・宣伝に関する資料を提出することが多い<sup>(17)</sup>。

この場合、口頭審理に先立って、それら証拠である文書の写しを、特許庁や相手方の数に応じて提出しているであろう（特許法施行規則 50 条 2 項、実用新案法施行規則 23 条 12 項、意匠法施行規則 19 条 8 項、商標法施行規則 22 条 6 項）。

それら文書の原本を取り調べ、審理における証拠としてもらうためには、口頭審理の当日、それら原本を忘れずに持参する必要がある<sup>(18)</sup>。口頭審理の当日には、審判廷において、持参した原本は事前に提出されている写しと相違ないか等の確認が、審判合議体や反対当事者により行われる。

#### (2) 証拠説明書の書き方

上記に関連し、証拠説明書についても触れておきたい。証拠物件が文書（準文書<sup>(19)</sup>も含む。）であるときは、文書の記載から明らかな場合を除き、文書の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書を提出すべきことが定められている（特許法施行規則 50 条 3 項、61 条の 9、実用新案法施行規則 23 条 12 項、意匠法施行規則 19 条 8 項、商標法施行規則 22 条 6 項）。証拠説明書が提出されることにより、文書の証拠としての位置づけが明らかになり、審理が円滑に進められるようになる。

近年では、有益な情報をインターネット上で発見することも多く、Web ページの記載を証拠としたいケースが少なからずあるであろう。図 7 は、特許庁が公表

号証*3	標目 (原本・写しの別*4)	作成年月日 *5	作成者*5	立証の趣旨	
甲 6 **9	「〇〇」(論文名等) http://...*10	写し	令和〇〇年 〇〇月〇〇日 (掲載日)	〇〇(掲載者)	〇〇という発明が 出願前に公知であったこと。
甲 7 **9	「〇〇」 (Web ページの タイトル等) http://...*10	原本	令和〇〇年 〇〇月〇〇日 (出力日)	請求人代理人 (出力者)	令和〇〇年〇〇 月〇〇日当時、 製品〇〇の説明が 被請求人ホームページに 記載されていたこと。

図 7 「証拠説明書の提出について」(証拠説明書の見本) から抜粋

している「証拠説明書の提出について」<sup>(20)</sup>に記載の証拠説明書の見本より、Webページを出力して証拠としたい場合の記載例を抜粋したものである。

Webページを出力して証拠とする場合、何を原本と考えるかにつき、議論のあるところであるが<sup>(21)</sup>、特許庁では証拠説明書への記載にあたり、以下のような方針<sup>(22)</sup>を示している。

まず、Webページの内容から掲載日、掲載者が明らかでない場合は、「作成年月日」、「作成者」の欄には掲載日、掲載者を記載する。この場合、「原本・写しの別」は写しとする（図7、甲6記載例参照）。他方、掲載日・掲載者が明らかでない場合は、「作成年月日」、「作成者」の欄には、出力日、出力者を記載する。この場合、「原本・写しの別」は原本とする。

これに関連し、知財高裁平成22年6月29日判決（平成22（行ケ）10082号）では、「インターネットのホームページを裁判の証拠として提出する場合には、欄外のURLがそのホームページの特定事項として重要な記載であることは訴訟実務関係者にとって常識的な事項である」と述べられていることにも注意を要する。

### （3） 文書の成立の真正への認否

反対当事者から証拠として提出された文書について、口頭審理の場で、審判長から成立の真正を争うものがあるか否かを確認されることが多い。民事裁判手続では明示的に確認されることは少ないが、口頭審理ではその確認は丁寧に行われる。

例えば、請求人が甲1として契約書を証拠提出している場合に、「その契約書の成立の真正を認めるかどうか」を、反対当事者である被請求人に対し、審判長から問われることがある。これは、「挙証者である請求人により提出された契約書が、その契約書の作成者とされる者の意思に基づいて作成されたものであることを、争うか否か」を確認するものである。甲1の作成者が誰とされているのかは、請求人作成の証拠説明書の作成者欄に記載してあるはずであるので、それを手がかりに検討しておく。

文書の成立の真正が争われる典型例は、その文書の偽造の疑いがあり、作成者とされる者とは別の者により作成された可能性が窺われるような場合である。仮に文書の成立の真正を否認し、争う場合には、その理由を述べる必要がある（特許法施行規則61条の7、実用新案法施行規則23条12項、意匠法施行規則19

条8項、商標法施行規則22条6項）。

この認否は、その文書の作成者に着目して検討するものであり、その文書に記載された内容が真実であるか、どの程度立証に役立つかといったことを問題にしているわけではない点に注意が必要である<sup>(23)</sup>。したがって、ある文書の成立を認めたからといって、その文書に書かれた内容まで信用できると認めたことになるわけではない。

なお、審決取消訴訟で文書の成立の真正が争点の一つとなった裁判例として、商標分野では知財高裁令和元年9月18日判決（平成31（行ケ）10033、平成31（行ケ）10034、平成31（行ケ）10035、平成31（行ケ）10036）、特許分野では知財高裁平成28年1月27日判決（平成26（行ケ）10202）などがある。

### （4） 提出する証拠に営業秘密<sup>(24)</sup>が含まれる場合

証拠として提出したい文書に、営業秘密が含まれている場合の対応は悩ましい問題である。当事者ではない第三者による閲覧を回避するためには、例えば営業秘密の申出（特許法186条1項4号）を行うことが考えられるが、反対当事者には開示せざるを得ない。

また、口頭審理については非公開としてもらえないか、上申することも考えられる<sup>(25)</sup>が、非公開の要件（特許法145条5項ただし書）を満たすとは限らない上、この方策では傍聴人へ営業秘密に関する情報が流出することを阻止できるに過ぎず、反対当事者には開示せざるを得ない。

そこで、営業秘密部分にマスキングを施すことも考えられるが、その部分が争点との関係で重要な部分であれば、それにより証拠に対する評価が下がる可能性は否定できない。この点につき、実務では、反対当事者から営業秘密が漏れいすることを防ぐべく、秘密保持契約を締結できないかを模索する、代理人限りで開示することを反対当事者に了承してもらい開示する、などの工夫が試みられている<sup>(26)</sup>。

## 4. まとめ

以上は、ごく基本的な部分に特化して口頭審理の解説を試みたものである。尋問や検証といった証拠調べ手続が行われる場合には、より準備に時間を要することになるだろうが、まずは基本的な留意点を押さえる一助となれば幸いである。

## 関連資料一覧 (URL 最終確認日: 令和 4 年 2 月 9 日)

### (1) 審判便覧

「33 口頭審理」[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/document/sinpan-binran/33.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/document/sinpan-binran/33.pdf)

「34 証拠一般」[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/document/sinpan-binran/34.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/document/sinpan-binran/34.pdf)

### (2) 口頭審理実務ガイド (令和 3 年 10 月改訂)

口頭審理について、上記審判便覧の記載を、利用者により分かりやすく解説したものである。オンラインによる口頭審理にも対応済。[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/general-koto/document/koutou\\_shinri/koutou\\_kaitei.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/document/koutou_shinri/koutou_kaitei.pdf)

### (3) 口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化に関する運用案 (概要)

オンライン出頭する際の主な流れや留意事項が分かりやすくまとめられている。[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/general-koto/online\\_an.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/online_an.html)

### (4) オンライン口頭審理に関する Q&A (令和 3 年 10 月 1 日版)

オンライン出頭や要件の事前確認、当事者等の関係者に限定したオンライン配信等につき、QA がまとめられている。[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/general-koto/document/index/qa.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/document/index/qa.pdf)

### (5) 特許庁 模擬口頭審理

模擬合議体による口頭審理 (動画: 32 分 13 秒)。この動画では、進歩性の有無を争点とする特許の無効審判事件が題材となっており、証人尋問や被請求人からのプレゼンテーションが実施されている。[https://www.jpo.go.jp/toppage/movie/mogi\\_koto/index.html](https://www.jpo.go.jp/toppage/movie/mogi_koto/index.html)

### (6) IP ePlat 無効審判における口頭審理の進め方について

口頭審理の進行に従ってチャプタに区切られ、動画が提供されている (受講時間: 32 分 7 秒)。参考資料「模擬口頭審理の見どころ」と合わせて見ると、より理解が深まる (表示にはログインが必要)。

### (7) 証拠説明書の見本

証拠番号の付し方 (脚注\* 3 参照) や外国語で作成された文書を証拠文書として提出する際の注意点 (脚注\* 7 参照)、Web ページを証拠とするときの記載方法 (脚注\* 9, 10 参照) などが説明されている。[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/shubetu-tokkyo-igi/document/syoko\\_setsumeisyo/02.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-tokkyo-igi/document/syoko_setsumeisyo/02.pdf)

### (8) 口頭審理に関する比較研究 (日本語仮訳)

日中韓の口頭審理の違いがまとめられている。制度の対比表が分かりやすい。[https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nityukan/document/nicyukan\\_shinpan\\_hikakuken/study-on-oral-proceedings-ja.pdf](https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nityukan/document/nicyukan_shinpan_hikakuken/study-on-oral-proceedings-ja.pdf)

### (注)

- (1) 本稿投稿時。審・判決調査員は、特許庁審判部の業務支援を目的として任用された弁護士又は弁理士の有資格者である。審決取消訴訟に係る審決・判決や、口頭審理の内容及び審理指揮についての調査・分析・フィードバック、審理を進めるに当たっての民事法的側面からの相談対応などの業務を行っている。
- (2) より詳しい内容は、中山信弘『特許法 [第 4 版]』(株式会社弘文堂) 288 頁以下等を参照されたい。
- (3) 特許行政年次報告書 2020 年版 144 頁を参照。同報告書は特許庁サイト <https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2020/index.html> より入手可能
- (4) 特許庁ステータスレポート 2021 78 頁を参照。同レポートは特許庁サイト <https://www.jpo.go.jp/resources/report/statusreport/2021/index.html> より入手可能
- (5) 日中韓審判専門家会合 (Joint Experts Group of Trial and Appeal: JEGTA) においてまとめられた「口頭審理に関する比較研究」(英文) 31 頁を参照。[https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nityukan/document/nicyukan\\_shinpan\\_hikakuken/study-on-oral-proceedings-en.pdf](https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nityukan/document/nicyukan_shinpan_hikakuken/study-on-oral-proceedings-en.pdf)  
同研究の和文仮訳では 21 頁を参照。[https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nityukan/document/nicyukan\\_shinpan\\_hikakuken/study-on-oral-proceedings-ja.pdf](https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/nityukan/document/nicyukan_shinpan_hikakuken/study-on-oral-proceedings-ja.pdf)
- (6) 特許庁サイトより [https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/general-koto/shinpanitei2\\_setsubi.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/shinpanitei2_setsubi.html)
- (7) 審判廷における技術説明等について [https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/general-koto/shinpanitei\\_gijutsu.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/general-koto/shinpanitei_gijutsu.html)
- (8) 経済産業省ニュースリリース (2021 年 10 月 1 日) 「特許無効審判等の口頭審理でオンライン出頭が可能になります」  
<https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211001001/20211001001.html>
- (9) 出頭のオンライン化に関する解説は、大屋静男「口頭審理期日における当事者等の出頭のオンライン化—令和 3 年特許

- 法等の一部改正一」(特許懇 2021 Nov. No.303 3頁以下)が詳しい。また、2021年11月22日発行の広報誌「とっきょ」では、「マンガでわかる知財！イラストレーターパパンがゆく！「口頭審理のオンライン化のメリットは？」というタイトルで、漫画形式で口頭審理のオンライン化が解説されている。同漫画はインターネットでも公開されている。[https://www.jpo.go.jp/news/koho/kohoshi/vol50/06\\_page1.html](https://www.jpo.go.jp/news/koho/kohoshi/vol50/06_page1.html)
- (10) 口頭審理実務ガイド(令和3年10月改訂/特許庁審判部) 29頁参照。口頭審理実務ガイドは特許庁公式サイトより入手可能。[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/gener-al-koto/document/koutou\\_shinri/koutou\\_kaitei.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/gener-al-koto/document/koutou_shinri/koutou_kaitei.pdf)
- (11) 特許庁公式 Twitter より [https://twitter.com/jpo\\_NIPPON/status/1443804051896889349/photo/1](https://twitter.com/jpo_NIPPON/status/1443804051896889349/photo/1)
- (12) 特許庁サイトより <https://www.meti.go.jp/press/2021/10/20211001001/20211001001.html>
- (13) 口頭審理実務ガイド 様式3, 審判便覧33-08参照
- (14) 口頭審理実務ガイド 様式5, 6, 審判便覧33-07参照
- (15) 「書証」という用語は、民事訴訟法上、文書を閲読して、その作成者によって記載された意味内容を証拠資料とするための証拠調べという意味で使用される。しかし、実務上、証拠調べの対象となる文書自体を指して使用されることもしばしばある(田中豊『事実認定の考え方と実務』(民事法研究会)54頁参照)。ここでも、後者の意味で使用している。
- (16) 模擬審判廷による口頭審理の実演を通じて、口頭審理の進め方について理解することができる。[https://www.jpo.go.jp/toppage/movie/mogi\\_koto/index.html](https://www.jpo.go.jp/toppage/movie/mogi_koto/index.html)
- (17) 登録商標の使用の立証のポイントや留意事項等をまとめた「不使用取消審判請求に対する登録商標の使用の立証のための参考資料—登録商標を使っていたことを証明するために—」が特許庁ホームページに公表されている。[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/shubetu-shohyo\\_torikeshi/document/index/shiyou-risshou.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-shohyo_torikeshi/document/index/shiyou-risshou.pdf)
- (18) 仮に、原本の持参を失念してしまった場合の対応の一例として、口頭審理実務ガイド41頁では、すでに提出している写しを原本として提出する扱いへ切り替える方法が紹介されている。写しを提出する方法による書証の申出に関する議論は、「文書の写しによる書証の中出について」(判例タイムズ No.1191 71頁以下)等を参照されたい。
- (19) 図面、写真、録音テープ、ビデオテープ、下足札、手荷物の割符、界標その他標識等は、文書とはいえないが、文字その他の符号を用いていないがそれらを作成した者の思想を表現したものである点、又は何らかの思想を表現したものであるが文字その他の符号を用いている点で文書と共通しているので、文書に準ずる物件(「準文書」という。)として、書証と同様の手続によって取り調べる(特許法151条→民訴231条、特施規61条の9、実施規23条12項、意施規19条8項、商施規22条6項、民訴規147条/審判便覧34-01証拠提出に関する書類の点検と注意事項6頁を参照)。
- (20) 「証拠説明書の提出について」[https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/shubetu-tokkyo-igi/syoko\\_setsumeisyo.html](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-tokkyo-igi/syoko_setsumeisyo.html)
- (21) プリントアウトしたものを「写し」とする考え方が、「文書の「原本」について」(近藤昌昭 東京高等裁判所部総括判事/判例タイムズ No.1467 15頁)にて示されている。他方、プリントアウトしたものを原本とする考え方が一般的である旨、『企業法務のための民事訴訟の実務解説(第2版)』(圓道至剛/第一法規)207頁には記載がある。
- (22) 証拠説明書の見本 脚注\*9 [https://www.jpo.go.jp/system/trial\\_appeal/shubetu-tokkyo-igi/document/syoko\\_setsumeisyo/02.pdf](https://www.jpo.go.jp/system/trial_appeal/shubetu-tokkyo-igi/document/syoko_setsumeisyo/02.pdf)
- (23) こうした、文書の形式的証拠力や実質的証拠力に関する議論の詳細は、例えば「私文書の真正の推定 その現状と課題」(森鍵一 大阪地方裁判所判事/判例タイムズ No.1385 51頁以下)などを参照されたい。
- (24) 営業秘密とは、不正競争防止法では、「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」(同法2条6項)とされている。
- (25) この点に関連し、知的財産権訴訟において営業秘密の保護のために裁判を非公開とすることが、憲法82条の裁判の公開原則に抵触しないかという問題について、憲法的な観点から、戸波江二教授は次のように述べている「結論的には、裁判の公開原則は、現代社会では一定の範囲で例外を認めることができ、営業秘密についても例外となりうると思うが、同時に、どのような秘密についてどのような場合に非公開とすることができるか、さらに明確に画定する必要がある。」(「裁判の公開原則と営業秘密に関するメモ」首相官邸 司法制度改革推進本部 知的財産訴訟検討会 第12回配付資料より <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/titeki/dai12/12siryou2.pdf>)。また、長谷部恭男教授は、「当事者が公開の法廷で営業上の秘密にかかる事柄について陳述することにより、かえってその営業秘密としての非公知性、秘匿性等が失われ、これによりその当事者の当該営業秘密にもとづく事業活動が著しく損なわれることが明らかであることから、当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことによって適正な裁判を行うことができないという高度の蓋然性がある場合には、裁判所は全員一致の決定により、対審を公開しないで行うことができると結論すべきことになる。」と述べている(「裁判の公開原則と「公序」概念に関するメモ」首相官邸 司法制度改革推進本部 知的財産訴訟検討会 第12回配付資料より <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/titeki/dai12/12siryou1.pdf>)。
- (26) 平成30年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書「特許庁の審判等における営業秘密の保護に関する調査研究報告書」[https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2018\\_03\\_zentai.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/report/sonota/document/zaisanken-seidomondai/2018_03_zentai.pdf)においては、「訴訟においては、営業秘密に係る書類について、裁判官だけに見てほしいという要望が出ることもあるが、裁判官だけが見ることにしない、という前提で訴訟運営を行う。営業秘密を保護することは重要だが、(審判手続においても)営業秘密の保護のための手続はオープンにするべきである。」

という裁判官経験者のコメント（75頁）、「審判官と相手方の了承のもと、相手方代理人にのみ証拠を開示した経験がある（競合者である相手方技術者には開示したくない証拠であった

ため。）」という企業のコメント（80頁）も記載されている。  
（原稿受領 2021.12.14）

## パテント誌原稿募集

広報センター 副センター長  
会誌編集部担当 橋本 清  
同 加藤 佳史

- 応募資格** 知的財産の実務、研究に携わっている方（日本弁理士会会員に限りません）  
※論文は未発表のものに限ります。
- 掲載** 原則、先着順とさせていただきます。また、編集の都合上、原則「1テーマにつき1原稿」とし、分割掲載や連続掲載はお断りしていますので、ご了承ください。
- テーマ** 知的財産に関するもの
- 字数** 5,000字以上～20,000字以内（引用部分、図表を含む）パソコン入力のこと  
※400字程度の要約文章と目次の作成をお願いいたします。
- 応募予告** メール又はFAXにて応募予告をしてください。  
①論文の題名（仮題で可）  
②発表者の氏名・所属及び住所・資格・連絡先（TEL・FAX・E-mail）を明記のこと
- 論文送付先** 日本弁理士会 広報室「パテント」担当  
TEL:03-3519-2361 FAX:03-3519-2706  
E-mail:patent-bosyuu@jpaa.or.jp  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
- 投稿要領・掲載基準** <https://www.jpaa.or.jp/patent-posted-procedure/>
- 選考方法** 会誌編集部にて審査いたします。  
審査の結果、不掲載とさせていただくこともありますので、予めご承知ください。